

佐賀県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十二月十四日から平成二十三年一月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小城牛津線	小城市小城町字蛭子町四二八番一地 先から 小城市小城町字新小路二七九番八地 先まで	平成二二・一二・一四